

## 平成27年度第1回石狩市使用料、手数料等審議会会議録

開催日時 平成 27 年 8 月 11 日 (火) 13 : 30~14 : 35  
開催場所 石狩市役所 3 階 庁議室  
出席者 会長 : 高宮則夫  
副会長 : 松永昭司  
委員 : 新海節、亀岡和子、中村嘉光、近藤八重子、清野和彦、中川京子  
欠席者 袴田律子、木村峰子  
事務局 大塚財政部長、中西財政課長、岡財政課主幹、高野市民課長  
傍聴者 なし

### 【開 会】

○事務局 (中西) : 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、只今から「使用料、手数料等審議会」を開会いたします。まず、委嘱状の交付ということで、予めお席に配布をさせていただいております。これから二年間という期間となりますが、よろしくお願ひいたします。

それでは開会に先立ちまして、副市長の白井より一言、ご挨拶を申し上げます。

### ○副市長 :

本日は、お忙しい中、本審議会にご出席を賜り、ありがとうございます。副市長の白井でございます。このたびの委員改選につき、皆様に委員の職を快くお引き受けいただき、あるいは応募をいただきましたこと、また、皆様には日頃から本市の市政全般にわたり多大なご尽力をいただいておりますことに、重ねてお礼申し上げます。

さて、本審議会は、条例により平成 13 年度に設置したものでありますが、これまで、本市の使用料・手数料等については、原価計算によるコスト算定を基本としながら、また一方で、受益者負担にも意を配しながら、料金設定の検討を行って参りました。平成 26 年 4 月に全面改定を行いました。来年度は 3 年目を迎えるにあたり、次期全面改定に向けた検討も始めていかなければならないと考えており、みなさまには、改めてご審議いただくこととなるかと存じますが、よろしくお願ひいたします。

本日は、社会保障・税番号制度における「通知カード」及び「個人番号カード」の再交付手数料の設定並びに「住民基本台帳カード」の交付及び再交付手数料の廃止について、ご審議いただくこととなりますが、委員各位におかれましては、忌憚のないご意見、ご提言を賜り、御答申頂きたいと考えておりますので、宜しくご審議の程を申し上げまして、審議会開催に当たる挨拶とさせていただきます。

○事務局 (中西) : それでは事務局の紹介をさせていただきたいと思ひます。

### 【財政部長 大塚、財政課長 中西、財政課主幹 岡】

○事務局 (中西) : 、本日の会議につきましては、まだ会長・副会長がまだ選出されておられません。それまでの間、事務局で会議を進めさせていただきたいと思ひます。会長、副会長の選出につきましては、「使用料、手数料等審議会条例」に基づきまして、委員の互選により選出することとなっておりますが、前回からメンバーも変わっておりますので、委員の皆さまから簡単に自己紹介をいただきたいと思います。恐縮ですが、中川委員から順次時計回りでお願いします。

### 【委員自己紹介】

○事務局（中西）： ありがとうございます。それでは、会長、副会長の選出を議題といたします。選出方法についてご意見等ございませんか。

【事務局一任の声】

○事務局（中西）： ありがとうございます。それでは、事務局案といたしまして、会長に高宮委員、副会長に松永委員を推薦させていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

【「はい」との声】

○事務局（中西）： ありがとうございます。それでは、会長を高宮委員、副会長を松永委員にお願いします。高宮会長から一言ごあいさついただきたいと思います。

○高宮会長： ご推薦いただきましてありがとうございます。なにぶんにもこのような会議の進行は難しく、不得手でございますので、皆様方のご協力を是非お願いしたいと思います。また、二年間という任期でございますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中西）： それでは続きまして諮問をさせていただきます。

○白井副市長： 社会保障・税番号制度における「通知カード」及び「個人番号カード」の再交付手数料の設定並びに「住民基本台帳カード」の交付及び再交付手数料の廃止について諮問させていただきます。【諮問書を高宮会長へ渡す】

○事務局（中西）： これ以降の会議の進行につきましては、高宮会長にお願いしたいと思います。白井副市長につきましては、この後公務のため退席させていただきます。

○高宮会長： それではただ今から、審議を開会します。本日の会議は、諮問事項の審議と、最終的な答申までを予定していますので、皆様よろしくお願い致します。それでは早速、事務局より提出されている資料に沿って、説明をお願いいたします。

○事務局（岡）： それでは、資料1「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」について説明させていただきます。この基本方針は平成24年7月に策定したものです。「1基本的な考え方」から「7その他の受益者負担」までの7項目からなっておりますので、1から順に要点を絞って説明していきたいと思っております。

「1基本的な考え方」では、使用料や手数料が受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものであり、負担の公平性を確保しなくてはならないということ、また、時間の経過によって生じる本来設定すべき料金との乖離を解消するための定期的な検証の必要性について書いてあります。

次に「2使用料・手数料等設定の基本方針」では、点線で囲まれた部分の4つの項目、①料金設定にあたり、原価計算方式によるコスト算定を行う。②行政負担と受益者負担の負担割合を明確にする。③受益者負担の急激な上昇を防ぐため、上限改定率を設定する。④定期的な料金見直し（料金改定サイクル）の実施（概ね3年ごと）。これら4つを基本として使用料・手数料等を設定することを定めています。

次に、「3使用料の設定について」では、これら4つの基本項目をより具体的に説明しているものですが、6項目に分けて設定の方法、考え方を定めています。（1）原価算定対象経費は、施設の維持管理や運営に係る経費、及び減価償却費を対象経費とすることを定めています。（2）費用算定方法では、原価算定対象経費を合算し、これを総面積・年間開館時間で割り、1㎡・1時間当たりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を算出することを基本とすることを定めています。またこの計算方式にそぐわない場合は、適宜、適切な方法を見つけ原価計算を行うこととしています。

（3）受益者負担率の設定では、サービスを性質別に分類し、その分類をごとに「公費（税金）負担」

と「受益者負担」の割合を設定することとして、次の4つの分類で分けています。それが「(4) サービスの分類」となりますが、そちらでは、サービスの性質により必需的なものか、選択的なものか、または市場代替性があるか否かによって、4つに分類することを定めており、具体的には、第1分類として、必需的・非市場的サービス、例えば道路、公園、義務教育施設など。第2分類として、選択的・非市場的サービス、例えば体育館、運動場、集会・コミュニティ施設、公民館など。第3分類としては、選択的・市場的サービス、例えばテニスコート、プール、文化施設、温泉施設など。第4分類としては、必需的・市場的サービス、例えば市営住宅、保育所等児童福祉施設、火葬場などがあげられています。またこれらの分類によって、受益者と公費の負担割合は変わり、第1分類、第3分類は公費または受益者負担どちらかが100%、第2分類、第4分類では、公費と受益者がそれぞれ50%ずつとなります。次に(5) 目的外利用については、第1、第2、第4に分類した施設であっても、目的外の利用については第3分類と同じく100%受益者が負担することを定めています。次に(6) 費用算定結果と料金決定ですが、原価計算により算出された数値が理論上の適正価格ですが、料金を最終的に決定するためには、受益者負担の在り方を踏まえ、公共サービスの性質分類による受益者負担の割合を乗じて利用者が負担すべき単位あたりの料金を算出することとしています。つまり、(2) の費用算定方法で算出された使用料原価に分類毎の受益者負担割合を掛けるということになります。

次に「4手数料の設定」ですが、こちらは次の①から③の3項目が基本となります。①算定の基本となるコストについては、人件費及び物件費を中心とする業務経緯の1件あたりの経費とします。②手数料の設定にあたっては、コスト100%算入とします。③「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料及び北海道内において統一的な額が適用されている場合は、その額とします。これら3つを基本とすることを定めています。このあと審議して頂く予定の社会保障・税番号制度における「通知カード」「個人番号カード」の再交付手数料の設定についても、こちらの内容を基本とすることになります。

「5上限改定率の設定」についてですが、今まで説明しましたとおり使用料・手数料を算定した結果が、現在の5倍や10倍になったとしても、その上限を大きくても2倍まで、というように設定し、合わせて近隣各市の状況にも配慮して決定することとしています。

「6料金改定サイクル」では、使用料・手数料の改定は、概ね3年ごとに見直し作業を行い、必要に応じて改定することを定めています。

最後になりますが、「7その他の受益者負担」については、使用料・手数料以外の受益者負担に係る事項についても、この基本方針の内容を踏まえ、各所管において適切に対応してもらうことを定めています。

基本方針の説明については以上となりますが、料金改定サイクルのところでも説明しましたとおり、概ね3年毎に見直しを行います。平成26年4月1日に全面改定を行っておりまして、平成29年4月1日で3年となることから、今後、財政状況を勘案しながらはなりますが、見直しについてご提案させて頂くこととなりますので、その際にはよろしくお願い致します。私からは以上です。

○高宮会長： ありがとうございます。今ご説明いただきました資料1はあくまで石狩市の基本方針ということで審議事項ではございませんが、今のご説明に対して何か不明な点、もしくは疑問な点がございましたら、聞いていただければと思います。

#### 【質疑等なし】

○高宮会長： 無いようですので、引き続き、資料2についてのご説明をお願いしたいと思います。

○高野市民課長： 私の方から、社会保障・税番号制度における、「通知カード」及び「個人番号カード」の再交付手数料の設定、並びに「住民基本台帳カード」の交付及び再交付手数料の廃止につきまして、ご説明申し上げます。

資料2をご覧ください。本年10月から行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が、段階的に施行されることによりまして、まず10月には、個人番号の通知カー

ドの送付が行われます。また、来年 1 月からは、ご希望に応じて申請があった場合には、個人番号カードの交付が行われることとなっています。この通知カード及び個人番号カードの初回交付手数料につきましては、国庫補助の対象となることとなっております。しかし、再交付手数料については、対象外であると国から示されており、このことにより、カードの紛失や棄損によって再交付をご希望される場合には、受益者負担の考え方から、手数料をご負担していただくこととなります。また、住民基本台帳カードの交付が、個人番号カードの開始に伴いまして、1 月 1 日から廃止となりますことから、住民基本台帳カードの交付及び再交付手数料の 500 円を合わせて廃止しようとするものとなります。市の案としましては、手数料の新規設定と致しまして、通知カードの再交付手数料が 500 円、個人番号カードの再交付手数料が 800 円というようにしております。通知カードにつきましては、今年 10 月 5 日からの施行、個人番号カードについては、平成 28 年 1 月 1 日からの施行となっております。手数料の廃止につきましては、現在の住民基本台帳カードの交付または再交付の規定を平成 28 年 1 月 1 日に廃止することになります。通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の額につきましては、現在の案の中では、総務省から示された再交付手数料相当額経費と同額としています。このカードの作成経費につきましては、実際にカードを作成するところが地方公共団体情報システム機構という組織が行うこととなっておりますので、そちらに支払うこととなります。また、住所等が変更になった場合に、変更事項を通知カードの場合は裏書き、個人番号カードの場合は表に書くこととなっておりますが、この欄がいっぱいになった場合の再交付については、国庫補助の対象となるため、無料となります。

次に、マイナンバーについてです。マイナンバー制度につきましては、社会保障・税・災害対策の分野でそれぞれ複数の行政機関が管理していますが、それらの個人情報が、同一の情報であるかどうかを効率的に確認するために導入されるものです。期待される効果は、大きく分けて公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化、この 3 点があげられます。

次に、通知カードと個人番号カードについて、まず、通知カードですが、券面に氏名、住所、生年月日、性別として基本 4 情報とマイナンバーが記載されたものとなっております。材質は紙となっておりますが、透かしの入った紙の予定となっております。個人番号カードは、顔写真付きの IC カードとなっております。券面の記載事項は、通知カードと同様に氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されることとなっております。個人番号は裏面に記載されます。この IC チップの中には、同じく氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、顔写真の情報が記録されることになっています。また、他に IC の中には、公的個人認証の電子証明書情報、市町村が独自の利用を行う場合には、それらの情報が記録されることになっています。税情報や社会保障情報のような、プライバシー性の高い個人情報は IC チップの中には記録されません。

次に、資料 3 をご覧ください。資料 3 では、これまでの住民基本台帳カードと、個人番号カードの比較を載せています。まず、資料の左の列にある、1 様式ですが、住民基本台帳カードは顔写真付きと付いていないものを選択できましたが、個人番号カードについては、すべて顔写真付きのものとなります。また、個人番号カードの裏面には、先ほどもありましたが、個人番号が印刷されます。次に、2 の作成・交付ですが、住民基本台帳カードがこれまで市町村の窓口で申請をして、作成・交付をしていたことに対して、個人番号カードにつきましては、申請は郵送かインターネットでのオンライン申請となります。カードにつきましては、申請を受け付けた地方公共団体情報システム機構が作成をして、市町村に送付をします。送付を受けた市町村は申請をされた方に交付通知を送付して、窓口に来ていただき、本人確認の上交付を行うこととなっております。3 の利便性についてですが、住民基本台帳カード、個人番号カードともに、本人確認資料としての利用が多いかと思いますが、個人番号カードにおいては、今後多くの行政機関窓口において、個人番号とともに本人確認が行われることになると思いますので、そのようなときにこの個人番号カードを提示する機会が増えてくると考えています。

次に資料 4 をご覧ください。資料 4 では、石狩市証明等手数料条例の改正の考え方についてのご説明となります。今回の改正では、通知カードと個人番号カードのそれぞれ 2 段階の施行となります。まず、10 月 5 日施行分ですが、条例の別表の 9 番目に通知カードの再交付手数料を規定いたしました。もともと 9 番目にあった印鑑登録証明書の交付が、番号 10 番になりまして、以下順番に番号が繰り下がることとなります。次に、平成 28 年 1 月 1 日施行分については、9 番の次に 10 番として

個人番号カードの再交付が規定されまして、10番にあった印鑑登録証明書の交付が11番になりまして、以下順に番号が繰り下がることになりまして、14番の住民票記載事項証明書の交付が15番になります。そして15番にあった住民基本台帳カードの交付または再交付がこの時点で削除となりますので、16番以降については変更がありません。

次に資料5の手数料実態調査票をご覧ください。この資料5については、通知カードや個人番号カードの再交付にどれだけコストがかかるのかを細かく積算したものとなっています。まずは通知カードの再交付手数料ですが、これは通知カード1件の再交付に係る費用を積算したものになります。表の左にある、1の交付等費用をご覧ください。まず(1)人件費ですが、再交付申請に係る時間分の人件費となります。交付に要する時間としては、再交付申請を受けて、内容を確認する時間ですので、2分としていまして、職員の分あたりの単価61円を掛けまして122円。(2)の需用費としましては、領収レシートに係る費用1円、用紙代4円の合計5円。(6)負担金補助及び交付金として、カード作成費用となりますが、地方公共団体情報システム機構に交付しなければいけない額として、500円としています。次に資料5の2枚目の個人番号カード再交付手数料の実態調査票をご覧ください。個人番号カードにつきましては、(1)人件費については、申請の受付と、カードを交付する2回の対応となりますので、受付に2分、カード交付に5分としています。カード交付時については、本人確認処理、既に交付されている個人番号カードの廃止処理、新規カードへの暗証番号の設定処理等を実施することとなりますので、所用時間を5分としています。よって、所用時間は合計7分となりますので、1分あたりの単価61円を掛けまして、427円。(2)の需用費では先ほどの通知カードと同様に5円。(6)負担金補助及び交付金では、カード作成費用として、これも地方公共団体情報システム機構への負担金として800円としています。以上が手数料の実態調査ということで、実際に積算するとこのような金額になります。

最後の資料となりますが、資料6をご覧ください。資料6は通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の管内他市の状況ということで、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市の状況となっていますが、この一覧表のとおり、全市が再交付手数料を有料にすることになっており、無料にするところはなく、金額についても当市と同様に通知カードが500円、個人番号カードが800円の予定です。条例改正の予定は、恵庭市のみが、6月議会で実施済み。他市は9月議会の予定と聞いています。また、施行時期については、先ほどご説明しましたとおり、通知カードが本年10月、個人番号カードが来年1月からというところが多く、江別市のみが通知カード、個人番号カードとも来年1月からというように聞いています。

説明は以上になりますが、当市の案と致しましては、現在カードの原価等を考慮して国が示している再交付手数料相当経費、通知カードが500円、個人番号カードが800円という額を再交付手数料額として規定してはどうか、というように考えているところです。この内容について、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○高宮会長： ありがとうございます。事務局から2件の審議事項を提案されました。なお、資料3以降は説明資料ですね。審議そのものは資料2ということで、1案は新規の設定の件で、社会保障・税番号制度における通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の設定について、2つ目が廃止ということでの住民基本台帳カードの交付または再交付について、こういったことが諮問されました。これについて、皆様方のご質問、ご意見伺いたいと思います。

○中村委員： 資料2の1ページ目に28年1月から申請により交付されるとありますが、中には個人番号で国に支配されるのは嫌だと言う人もいます。そのような理由で申請しなければ、交付はされないものでしょうか。

○高野市民課長： 個人番号カードにつきましては、ご本人の希望に応じて申請されれば交付されるものです。

○中村委員： 義務ではないということでしょうか。

○高野市民課長： 義務ではありません。しかし、通知カードについては、全世帯に送られることになります。それが 10 月以降になります。

○中村委員： 再交付の 500 円や 800 円について、例えば火災、盗難にあったとしても、理由に関わらず一律でしょうか？

○高野市民課長： 火災、盗難にあった等の場合は、有料になると考えています。あくまでも無料になる場合は、異動を繰り返し、追記欄がいっぱいになった場合や、担当職員が間違っカードの中身を破損してしまった場合についてとなります。

○新海委員： 2 件質問がございます。初回の交付手数料は無料とのことでしたが、この無料の期間は設定されているのでしょうか。

○高野市民課長： 国の話によると、当面の間ということで、年数については国の財政状況にもよると聞いています。

○新海委員： 例えば、全国民が対象となるので、子どもにも配られると思いますが、顔が変わってしまうと思いますが、早めに手続きした方が得ということでしょうか。

○高野市民課長： はい。また、カードには有効期限がありまして、個人番号カードの有効期限は成人が 10 年、未成年は 5 年ということとなっておりますが、この有効期限が満了したときの再交付手数料についてはまだ未定となっております。

○中村委員： 2 ページ目に本人確認のときには顔写真の入った証明書が必要となります。とありますが、免許証等を持っていない方はどのようなものが必要でしょうか。

○高野市民課長： 顔写真が入った証明書となりますと、例えばパスポート等が証明書となります。

○中村委員： パスポートもない場合はどうでしょう。

○高野市民課長： 顔写真が入った証明書がない場合は、別の確認方法として、例えば顔写真は入っていないなくても、健康保険証と、年金手帳のように、複数のもので確認することになります。

○高宮会長： 作成後の異動については、あくまでも自分の住居地の市町村に変更届けを出すのでしょうか。

○高野市民課長： カードの作成につきましては、情報システム機構が作成するものですが、それは市町村長が委任をして作ってもらうかたちになるため、あくまで申請の宛先としては市町村長になります。

○高宮会長： ということは、通知カードは〇市長という判がついてくるわけですね。この〇カードのときは、その自治体の長が証明するかたちになるのでしょうか。

○高野市民課長： そうです。

○高宮会長： 住居先が変われば、その市町村の長のところで変更するというのでしょうか。

○高野市民課長： そうです。住民票の届出についてはこれまでと変わらず、転居であれば、転居先の市町村の窓口。転出転入であれば、住んでいたところに転出を申し出て、新しく住むところに転入を申し出るかたちになります。

○高宮会長： それは自動的に個人番号に反映するものなのでしょうか。

○高野市民課長： 住民票自体の記載事項として個人番号がずっと続いていくというかたちになります。

○高宮会長： 住民票を移す時に個人番号も持って行って追記してもらうかたちということですか。追記は個人で行うのでしょうか、市町村の方が行うのでしょうか。

○高野市民課長： 市町村が行います。

○高宮会長： 住民票をこのカードは、目の不自由な方に対しては別にあるのでしょうか。

○高野市民課長： 別にはありません。

○中村委員： 資料 3 について、市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野に入っているとありますが、個人情報の漏えい等の心配はないのでしょうか。

○高野市民課長： 民間事業者の活用ですが、企業の社員の方が健康保険の手続きにおいて、個人番号を把握することはあり得ると思いますが、営業の中で、顧客にこの番号を求めたり、あるいは収集をして保管する部分は法律で禁止されています。

○中村委員： 守秘義務は課せられているということですね。もうひとつお願いします。個人番号カードの利便性に都道府県、行政機関等による付加サービスの利用とありますが、この付加サービスとはどのようなことがあるのでしょうか。

○高野市民課長： 今までも一部でありましたが、市町村独自にこのカードを利用するということがありました。個人番号カードもそのようなことがありまして、例えば、個人番号カードを使えば、コンビニの端末で住民票や印鑑登録証明書が取れたりするサービスがあります。これは一つの例です。

○近藤委員： 亡くなったりした場合や、盗難等の場合は、銀行の場合はカードを差し止めることができますが、個人としてはどのような処理をしたらいいのでしょうか。

○高野市民課長： 例えば盗まれた場合は、基本的には盗難届を警察に出していただきます。その盗難届を出したというものをお持ちいただいて、その上でカードの廃止処理を行うかたちになります。

○高宮会長： その廃止処理とは、番号が変わるわけじゃないですよ。カードが使えないというだけなのですよ。

○高野市民課長： はい。法律的には、その番号が漏えいして不正に使われる恐れがある場合には、番号を変更することができるということになっています。

○近藤委員： すり替えがあつて、何かあつた後でないと差し止めはできないということになるのでしょうか。番号自体は変わらないとおっしゃっていましたが。

○高野市民課長： 番号を変えれば前の番号を使えないことにはなりますが。

○高宮会長： でも時間がかかるのでしょうか？銀行のようにすぐとめることはできないのでしょうか。

○高野市民課長： 番号を使って手続きをする場合については、必ず本人確認が必要になりますので、番号だけでなんでもできるわけではありません。通常は個人番号カードであれば顔写真がついてありますので、その番号と、本人確認が一枚でできます。盗まれたカードを使おうとしても、本人確認ができませんので、番号だけ何かをすることは考えにくいです。

○近藤委員： パスポートでも、偽造できるので、素材も紙と言っていましたので、何か悪いことをしようとする人はいろいろ考えると思います。そういったことへの不安があるため、義務がないのであれば使わないと考える人もいるのでは。

○高野市民課長： 紙のものは通知カードで、顔写真が入っていないものとなります。あくまで個人番号カードについては、材質はプラスチックで、中には I C チップが埋め込まれて、顔写真もあります。

○清野委員： 通知で、発行いただく申請の内容はわかったのですが、死亡したときの番号の取り扱いについてどのようになっているのでしょうか。

○高野市民課長： その番号が住民票に記載されたまま、住民票が除票されることとなります。

○清野委員： 死亡届で同日付でその番号は廃止になるのでしょうか。

○高野市民課長： そうです。

○高宮会長： 死亡した場合の個人年金手続きもそこで除籍となるのでしょうか。

○高野市民課長： そうです。記録としては、それぞれ残ると思いますが、亡くなった方でも、何年かは残ると思います。

○高宮会長： 個人カードそのものの話になってしまっていますが、あくまでも再交付のときの手数料の新設ということになります。他にご意見、ご質問等ありますでしょうか。・・・ご意見がないようであれば、新設と廃止については、妥当であるということによろしいでしょうか。

【「はい」との声あり】

○高宮会長： では、本諮問内容につきましては、本審議会において妥当であると答申したいと思います。よろしいでしょうか。

【「はい」との声あり】

○高宮会長： このあと答申の予定となっておりますが、事務処理の作成等に時間を要しますので、答申につきましては、私にご一任頂ければと思いますがよろしいでしょうか。

【「はい」との声あり】

○高宮会長： それでは、そのようにさせて頂くことといたしまして、本日の審議は終了したいと思います。皆様のご協力に感謝申し上げます。進行をお返しいたします。

○事務局（中西）： 委員の皆さま大変ありがとうございました。今後の予定ですが、9月に予定しております、平成27年第3回石狩市定例会におきまして、提案をさせて頂くこととなりますので、



平成 27 年度第 1 回石狩市使用料、手数料等審議会会議録  
平成 27 年 8 月 11 日 13:30~14:35

ご承知頂きたいと思います。また、本日の議事録につきましては、要約して作成させて頂きまして、改めて会長に確認して頂きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、本日の会議についてはこれにて閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議事録確定 平成 27 年 8 月 21 日

石狩市使用料・手数料等審議会

会 長 高宮 則夫